

令和8年度の市・県民税から適用される主な税制改正

令和7年度税制改正により、令和8年度市・県民税から適用される主な税制改正は以下のとおりです。これらの改正は、令和7年分所得に係る令和8年度市・県民税から適用されます。

問い合わせ 市税務課 ☎0940・43・8117

1. 給与所得控除の見直し

給与収入額が190万円以下の人は、給与所得控除の最低保証額が55万円から65万円に引き上げられます。

給与収入	改正前(令和7年度以前)	改正後(令和8年度以降)
162万5,000円以下	55万円	65万円
162万5,000超180万円以下	給与収入×40%－10万円	
180万円超190万円以下	給与収入×30%+8万円	

※給与収入額190万円超の場合、給与所得控除額に改正はありません

2. 大学生年代の子等に関する特別控除(特定親族特別控除)の創設

特定扶養控除の対象となる大学生年代(前年末において19歳以上23歳未満)の子等の所得要件が現行の48万円以下から58万円以下に拡大されます。また、合計所得金額が58万円を超えた場合でも段階的に控除を受けることができる特定親族特別控除が創設されます。

控除の種類	特定親族の合計所得金額	控除額(令和8年度以降)
特定扶養控除(19歳以上23歳未満)	58万円以下	45万円
特定親族特別控除(19歳以上23歳未満) ※特定親族特別控除に該当する場合は、前年の合計所得金額によって控除額の適用はありますが、扶養親族としては扱われません	58万円超95万円以下	45万円
	95万円超100万円以下	41万円
	100万円超105万円以下	31万円
	105万円超110万円以下	21万円
	110万円超115万円以下	11万円
	115万円超120万円以下	6万円
	120万円超123万円以下	3万円

3. 各種扶養控除等に関する所得要件額の引き上げ

各種扶養控除等に関する所得要件額が10万円引き上げられます。

控除の種類	所得要件	改正前(R7年度以前)	改正後(R8年度以降)
配偶者控除・扶養控除	同一生計配偶者および扶養親族の合計所得金額	48万円	58万円
配偶者特別控除	配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額	48万円超 133万円以下	58万円超 133万円以下
ひとり親控除	ひとり親が有する生計を一にする子の総所得金額等	48万円	58万円
勤労学生控除	勤労学生控除の対象となる学生などの合計所得金額	75万円	85万円
家内労働者等の必要経費の特例	家内労働者などの特例における必要経費に算入する金額の最低保証額	55万円	65万円
雑損控除	雑損控除の適用を認められる親族に係る総所得金額等	48万円	58万円

【よくある質問】

Q.収入が給与のみの場合、いくらまでなら家族の税制上の扶養に入れますか。

A.給与収入123万円以下です。合計所得金額が58万円以下であれば、家族の税制上の扶養に入ることができます。

Q.前年末時点で年齢が65歳以上、収入が年金のみの場合、いくらまでなら家族の税制上の扶養に入れますか。

A.年金収入が168万円以下です。

※所得税の改正については、国税庁ホームページをご確認ください

※令和8年度の市・県民税から適用される主な税制改正については市公式ホームページをご確認ください

